

《神奈川県建設業許可相談コーナー相談員募集》

本相談コーナーは、平成16年度（2004年）に開設されて以来、建設業許可申請の手引き及び神奈川県ホームページに掲載され、また平成19年4月には神奈川県知事より「感謝状」を頂戴するなど、着実に成果を上げています。

この事業は、本会として県民サービス向上と行政の効率的執行に寄与する目的で行われており、この事業を成功させるには、行政書士の社会的使命を自覚し、かつ建設業許可申請業務に精通した相談員が必要です。つきましては、下記要領により相談員を募集しますので、希望される方は下記要領に従ってお申し込みください。

（なお、現在建設業相談員をされている方は別途案内をするため、応募の必要はありません）

神奈川県建設業許可相談コーナー相談員募集要領

1 業務内容

建設業の許可申請手続きに関する相談業務

（神奈川県発行の「建設業許可申請の手引き」に記載の内容に限ります。大臣許可・経審等は範囲外。）

2 相談員業務期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間

※その後継続頂ける方は別途更新させていただきます。

3 相談日

次の日を除く毎日

- (1) 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に定める日
- (2) 令和4年12月29日から令和5年1月3日まで
- (3) その他、神奈川県及び神奈川県行政書士会の指定する日

4 相談時間

午前の部 【電話相談】 午前9時30分から午後0時30分まで（3時間）

午後の部 【対面相談】 午後0時30分から午後3時30分まで（3時間）

1日に2名の配置を行います。

5 相談実施場所

【電話相談】 各相談員の事務所等

【対面相談】 建設業課横浜駐在事務所内相談ブース（かながわ県民センター4階）

※相談時間、実施場所については、今後の社会状況により変更になる場合があります。

6 相談担当回数

午前・午後各1名配置で、相談員50名体制の場合、年間10回程度が見込まれます。

7 応募の資格・条件

- (1) 応募申込書提出日において、会員歴3年以上の会員
- (2) 最近2年間に、建設業許可申請業務のうち新規、般・特新規、業種追加、更新等の申請書の作成及び申請の代理、代行をした経験が有る会員
- (3) 上記1及び2と同等以上の能力を有すると審査により判定された会員
- (4) 会員処分を現に受けていない、及び会費を滞納していない会員
- (5) 行政書士賠償責任補償制度に加入している会員（未加入の場合は配置までに加入すること）
- (6) 相談員連絡会議、及び指定された相談日に必ず出席できる会員（相談日の事前交代は可）

(7) 選考のための面接に必ず出席できる会員（面接日は第1次選考後に調整します）

8 募集人員

20名

9 誓約書の提出と委嘱状の交付

第一次選考及び面接を通過した会員は、会長あてに誓約書を提出して頂き、会長より神奈川県への相談員の推薦を行い、神奈川県知事より委嘱状が交付されます。

10 旅費の支給

相談員には、神奈川県行政書士会会則施行規則及び同旅費規定に基づき、日当・旅費を支給いたします。但し、電話相談の場合には旅費の支給はなく日当のみとなります。

11 応募方法

本会事務局あてにメールにてお申し込みください。

12 応募期限

令和5年2月10日（金）16時

13 選考

応募された方には、令和5年2月17日（金）迄に1次選考の結果をメールにて通知し、別途面接等の詳細のご案内をさせていただきます。

神奈川県建設業許可相談コーナー相談員募集申込書

令和 年 月 日

ふりがな 氏名			
登録番号 (8桁)		会員番号 (4桁)	
事務所所在地			
電話番号			
FAX番号			
メールアドレス			
携帯電話番号			
賠償責任補償制度	<input type="checkbox"/> 加入済 証券番号：		<input type="checkbox"/> 未加入

送付先:gyosei@kana-gyosei.or.jp（本会事務局メールアドレス）

令和5年2月10日（金）16時必着